市民参画と協働の推進条例で目指す姿

この条例は、市民の皆さんが市政・まちづくりへ参画する機会を拡充し、市民活動団体（地域団体・ボランティア・NPO団体）等と行政との協働の取り組みを推進するためのものです。

また、市民の皆さんによる公益的な活動（コミュニティ活動）を、市民と行政が互いに協力して支援する仕組みについても盛り込みました。

この条例を活用することで、市民の皆さんが主役の市政やまちづくりに取り組んでいきます。

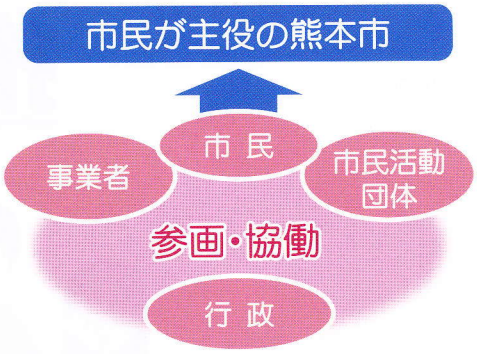

第１章　総則

この条例の目的や、用語の定義などを定めています。

熊本市キャラクター
ひごまる

第１条【目　　的】……この条例に定める内容、目指すもの

第２条【定　　義】……「参画」「協働」「パブリックコメント」などの用語の説明

第３条【情報共有】……参画・協働の前提である情報共有

第２章　市民参画　私の意見が熊本市の未来を変えていく！

▶は、この条例のポイントだよ！条文も見てみてね！

市民参画の基本的事項や、特に重要な市民参画の方法を定めています。

第４条【市民参画の拡充推進】

1 第５条【市民参画の対象】……市民参画を実施すべき事項（総合計画、基本計画の策定・変更や、市民に重大な影響を及ぼす条例の制定、改廃など）。

2 第６条【市民参画のための手法】……参画の機会を設けるための手法（パブリックコメント、審議会等、説明会など）。より効果的な手法を調査・研究すること。

3 第７条【市民参画の実施】……参画の機会を設けるときは、複数の手法を組み合わせるなど工夫して実施すること。

第８条【公表】

第９条【パブリックコメントの対象】

第10条【パブリックコメントの実施】

第11条【審議会等】

熊本市でも、たくさんの参画の取り組みが行われているんだって！みんなも参画してるのかな？

市民参画の事例
地域説明会の様子

第３章　協働　私たちの力が熊本市を魅力的にする！

協働における市民・行政の役割など、協働の基本的事項を定めています。

第12条【協働の取り組みの拡充推進】

第13条【協働における市民の役割】

第14条【協働における市長等の役割】

4 第15条【協働のための提案】

……市と市民活動団体が協働して課題解決を図るため、互いに協働の提案を行う仕組みを整える。

市民（市民活動団体）の役割

・活動の充実に取り組みます
・取り組みが広く理解されるよう努めます

行政の役割

市民の自主性、自立性を尊重し、協働が円滑に進むための環境づくりに努めます

第４章　コミュニティ活動　私たちの活動をお互いに支え合い、広げていく！

コミュニティ活動の活発化に向けて
市民と行政が相互に支援していくための
基本的事項を定めています。

コミュニティ活動って、
自治会などの地域活動だけじゃなくて、
ボランティア・NPO活動も含まれるんだね。
色々な活動があるんだなぁ！

第16条【自主自立のコミュニティ活動のための環境づくり】

5 第17条【人材の育成支援】……活動の担い手を育成するため、学習する機会や情報提供などの支援を行う

6 第18条【活動の場の整備等】……活動拠点として「市民活動支援センター・あいぽーと」などの機能の充実を図る

7 第19条【活動資金等の支援】……市民や企業からの寄付で支える基金の創設など、資金等の支援に努める

第20条【施策の総合的な実施】

第21条【合意形成】

ボランティアによる
清掃活動の様子

第５章　市民参画と協働の検証

総合計画の実施計画に基づいて、各事業の市民参画と
協働に関する取り組みを調査し、検証することを定めています。

熊本市の参画と協働の
取り組みを、市民が委員の
『自治推進委員会』
という会議で
検証するんだ。

第22条【市民参画と協働の検証】

第６章　雑則

市民参画と協働を拡充推進していくため、関係する規則等や事業を体系的に運用し、
取り組むことを定めています。

第23条【委任】